

## 「環境研究・環境技術開発の推進戦略」の見直しについて

### 1. 経緯

環境省は「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月中央環境審議会答申。以下「推進戦略」という。）に基づき環境研究・環境技術開発を推進しているところであるが、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、推進戦略が基本計画に基づくものとして位置づけられた。

他方、推進戦略の答申後、持続可能な開発目標（S D G s）の採択やパリ協定の発効、気候変動適応法の成立等により、政策動向や社会情勢は大きく変化し、環境分野の研究・技術開発に期待される役割も変化した。基本計画においては、我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、S D G s の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）すべきことが打ち出された。また、今後の環境政策の果たすべき役割はあらゆる観点からのイノベーションを創出することとされており、持続可能な社会の構築に向けて、研究・技術開発の促進を通じた技術のイノベーションの創出が求められている。

上記の状況に鑑み、現行推進戦略の期間中（答申から 5 か年）ではあるが、現下の環境分野の政策動向や社会情勢等を踏まえた新たな推進戦略を策定することとする。

### 2. 新たな推進戦略策定の方針（案）

現行推進戦略の期間中であることから、新たな推進戦略は現行推進戦略から構成を大きく変更せず、S D G s やパリ協定、環境分野の政策動向・社会情勢等を踏まえた最小限度の修正に留めるものとする。なお、新たな推進戦略の対象期間は現行推進戦略と同じく策定後 5 年間とする。

### 3. 中央環境審議会における審議の方針（案）

新推進戦略については、中央環境審議会総合政策部会（以下「総合政策部会」という。）及び中央環境審議会総合政策部会環境研究・技術開発推進戦略専門委員会（以下「専門委員会」という。）で審議を行うこととする。

また、諮問は新たに行わず、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 26 年 11 月 18 日付け諮問第 386 号。）の継続審議として、総合政策部会及び専門委員会で審議し、答申は上記諮問に対する二次答申とする。

#### 4. スケジュール（案）

下記の状況を踏まえ、来年早々に専門委員会における議論を取りまとめ、総合政策部会に報告することとしたい。

- 推進戦略の進捗状況の点検と一体化して行うことが望まれている基本計画の点検が平成 31 年度より開始される。
- 推進戦略の内容を踏まえ策定されることとなっている国立環境研究所の第 5 期中長期目標・計画の検討が平成 31 年度より開始される。

#### 《参考》

- ・ 第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）
  - 第 2 部 環境政策の具体的な展開
  - 第 3 章 重点戦略を支える環境政策の展開
  - 5. 各種施策の基盤となる施策
    - （2）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進
    - ②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進
- 「本計画に基づき、環境研究・環境技術開発の推進戦略の策定を行う。（後略）」
- ・ 環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月中央環境審議会答申）
  - 8. 推進戦略の実施状況に関するフォローアップの実施
- 「（前略）なお、第四次環境基本計画は「策定後 5 年程度が経過した時点を目処に計画内容の見直しを行う」としているところであるが、今後の見直しの際には、本戦略との連携を強化する観点から、本戦略を環境基本計画に基づいたものとして位置づけ、本戦略に基づく施策の進行管理を環境基本計画の点検と一体化して行うことについても、併せて検討を進めることが望まれる。」